

■対象者の手続き等の流れについて

手続きの時期	手続き、提出書類当	提出期限	備考
① 対象者として認定を受けたいとき	<ul style="list-style-type: none"> ■以下の書類を提出する。 ○茨城県病院薬剤師奨学金返済支援事業補助金対象者認定申請書（要綱様式第6号） ○履歴書（要綱様式第6号別紙1） ○添付書類 	県の募集期間中に提出 （採用試験を受ける前）	添付書類 （薬学生） <ul style="list-style-type: none"> ・奨学金貸与証明書 ・在学証明書 ・成績証明書 （既卒薬剤師） <ul style="list-style-type: none"> ・奨学金貸与証明書 ・就労していることがわかるもの又は就労していない旨の申立書
対象者として認定 → 病院へ就職活動（採用試験）			
② 認定後、就職する日の属する年度まで	<ul style="list-style-type: none"> ■就職活動状況を報告する。 ○就職活動状況等報告書（様式第9号） 	毎年4月20日	<ul style="list-style-type: none"> ・採用内定・決定時は速やかに提出
● （薬学生） 薬剤師国家試験	<ul style="list-style-type: none"> ■合否の結果を連絡。 	合格発表後速やかに	<ul style="list-style-type: none"> ・不合格の場合は認定取消。
③-1 就職し、勤務を開始したとき	<ul style="list-style-type: none"> ■届出を提出する。 ○届出書（要綱様式第10号） ■交付申請書を提出する。 ○茨城県病院薬剤師奨学金返済支援事業補助金交付申請書（要綱様式第11号） ○添付書類 	就職後速やかに	添付書類 <ul style="list-style-type: none"> ・採用通知書の写し ・在職証明書 ・当該年度の奨学金返還予定額が確認できる書類 ・他の奨学金返還補助制度を併用する場合はその補助額がわかる資料の写し ・大学等卒業証明書 ・薬剤師免許証又は登録済証明書の写し ・本補助金認定通知書の写し ・県税に滞納がないことの証明

■対象者の手続き等の流れについて

手続きの時期	手続き、提出書類当	提出期限	備考
③-2 就職後2年目以降	<ul style="list-style-type: none"> ■ 交付申請書を提出する。 ○ 茨城県病院薬剤師奨学金返済支援事業補助金交付申請書（要綱様式第11号） ○ 添付書類 	当該年度の4月30日	添付書類 同上 （2年目以降不要の書類有）
④ 年度末	<ul style="list-style-type: none"> ■ 奨学金の返還実績を提出する。 ○ 茨城県病院薬剤師奨学金返済支援事業補助金実績報告書兼支払請求書（要綱様式第15号） ○ 添付書類 	当該年度の3月31日	添付書類 ・ 在職証明書 ・ 奨学金返還証明書又はこれに準ずるもの
<ul style="list-style-type: none"> ● 状況に変化があったとき <ul style="list-style-type: none"> ・ 留年、休学又は復学 ・ 停学処分を受けたとき ・ 退学したとき ・ 奨学金の貸与を受けなくなったとき ・ 就職した後、休職、復職、退職又は転職 ・ 奨学金の返還が免除又は猶予となったとき ・ 対象者の認定又は補助金の交付を辞退しようとするとき ・ 住所、氏名その他重要な事項に変更があったとき 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 変化があった内容について提出する。 ○ 届出書（要綱様式第10号） 	速やかに	※奨学金返還免除等の場合、免除等が確認できる書類を添付

※略称については、以下のとおり。

要綱：茨城県病院薬剤師奨学金返済支援事業補助金交付要綱

要領：茨城県病院薬剤師奨学金返済支援事業補助金交付要領

研修プログラム：病院薬剤師卒後研修プログラム